○厚生労働省告示第三百五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表第４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30693	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						
31379	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						

改正前

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30693	長野	輝山会記念病院	1.0063	0.0705	0.0035	0.0000
（略）						
31379	長崎	医療法人医理会柿添病院	1.0063	0.0329	0.0022	0.0000
（略）						

○厚生労働省告示第三百六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～131　（略）

132　ガイディングカテーテル

(1)～(4)　（略）

(5)　分枝血管用　102,000円

133　血管内手術用カテーテル

(1)　（略）

(2)　末梢（しょう）血管用ステントセット

①～③　（略）

④　生体吸収・再狭窄（さく）抑制型　259,000円

(3)～(23)　（略）

134～145　（略）

146　大動脈用ステントグラフト

(1)　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

①～③　（略）

④　分枝血管部分連結型　3,820,000円

(2)～(6)　（略）

改正前

別表

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～131　（略）

132　ガイディングカテーテル

(1)～(4)　（略）

（新設）

133　血管内手術用カテーテル

(1)　（略）

(2)　末梢（しょう）血管用ステントセット

①～③　（略）

（新設）

(3)～(23)　（略）

134～145　（略）

146　大動脈用ステントグラフト

(1)　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

①～③　（略）

（新設）

(2)～(6)　（略）